

1 社随意契約する理由

業 務 名	山水修第3号 寒川配水池通信ケーブル及び水位指示計修繕
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第5号の規定による (緊急)</p> <p>令和2年3月16日の落雷のため、寒川配水池の水位指示計と、配水池通信ケーブルの故障により、水位の遠隔監視とポンプの自動運転制御が出来ない状態となっており、施設の維持管理に大きな支障となっている。</p> <p>また、現在緊急処置として24時間タイマーを使用し運転を行っているが、地区住民に安定した給水を行うため、ポンプ運転時間の間隔を通常時より短くして稼働させており、起動・停止の回数も多くなり、ポンプへの負荷も通常より大きくなっている。</p> <p>今後この状態が続くことによりポンプ自体の故障も危惧されることから、早急な復旧が急務となっている。</p> <p>以上より、事故発生当時から現場調査を行い、現場状況の把握や、修繕に必要な資機材の早期搬入により、早期修繕対応が唯一可能な業者であることから、下記業者と1社随契を行うものです。</p>
随意契約の相手方	新潟市東区松島1丁目2番8号 株式会社 ナビック 代表取締役 上原 敦